行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	15-3
処分の種類	家畜人工授精所開設許可の取消等				
根拠法令条例等• 条項	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第26条第1項及び第2項				
処分の概要	家畜人工授精所の開設者から申請のあったとき、又は家畜人工授精所の設備等が基準 を満たさなくなったとき又は開設者が法律に違反等した場合の開設許可の取消及び使用 の停止命令				
処分基準(未設定の場合はその理由)	【参える (1) を (1) を (2) 保 (3) ア	着殖法第25条構 第25条構 第下有法別 第下有人 第下有人 第一人 第一人 第一人 第一人 第一人 第一人 第一人 第一人 第一人 第一	合にあっては、その り消毒に必要な器 合にあっては、家 処理、保存又は私 で改良増殖法若しく	第33条 なくに至ったときを採取し、若しくは 場	特卵及び薬品の 又は注入に必要 保存又は移植に 、処理、家畜体外 及びこれらの器具
基準の制定根拠	_				